

日本フィールドアーチェリー協会 入会金及び年会費規定

日本フィールドアーチェリー協会（以下本会という）（略称：J F A A）の会員となるものは、会則により入会金及び年会費を収めなくてはならない。規定としての金額をここに定める。

第一章 納入金額

（入会金）

第一条 会員になろうとするものは、入会金（1千円）及び会費を添えて入会の届けを提出し、本部の承認を受けなければならない

（年会費）

第二条 会員は入会時あるいは年度初めに、支部代表者を通じて、本部事務局に年会費を納入する。

納入することにより、会員としての資格を獲得し、又は継続される。

1. 正会員 会則第八条による一般の会員で、会費年額（3千円）を収める者
2. 学生会員 会則第八条による学生の会員で、所定の法人年会費を収めた大学に所属する者
法人年会費とは、登録人数5名までは3千円
登録人数6～10名は8千円
登録人数11名以上は1万2千円
3. 賛助会員 会社・個人（射場経営者等）で、本会の趣旨に賛同し、年会費（2万円）を収める者
4. 名誉会員 本会に対し、貢献度顕著と認めた者を、理事会推薦により名誉会員とする

第二章 付 則

（規定の改定）

第三条 本規定は実状に即して、理事会の議決により改定できる

（執行）

第四条 本規定は平成3年8月18日に制定し、
平成8年9月29日改定、
平成22年5月30日改定する